

枚方市小中学校における
携帯電話の取扱いに関するガイドライン

令和2年（2020年）6月

枚方市教育委員会

枚方市小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドラインの策定にあたって

はじめに

平成 30 年 6 月に大阪北部地震が発生したことを受けて、平成 31 年 3 月、大阪府教育庁が子どもたちの登下校中の安全確保のために、これまでの携帯電話の校内持ち込み禁止の方針を見直し、保護者が持たせたい時は、登下校時に限り、子どもが携帯電話を所持できるよう「持ち込み禁止」の方針を「一部解除」する方針を打ち出し、それに伴うガイドラインを策定しました。

これを受け、枚方市では各小中学校や PTA 等から意見をお聞きするとともに検討を重ね、本市の様々な状況を考慮したうえでガイドラインを策定いたしました。

携帯電話は情報化社会が益々進展する中、子どもたちの生活に急速に普及しており、いまや、生活をするうえで大変便利なツールとなっています。一方で、ネット依存やインターネットを介したいじめ・トラブル、高額課金、自画撮り被害や盗撮等の犯罪被害等が増加しており、携帯電話の使用方法等に関しては、大きな課題となっています。

枚方市小中学校における携帯電話の取扱いに関しまして、本ガイドラインの内容をご理解、ご協力いただきますとともに、子どもたちが携帯電話を適切に利用できる環境を整備してまいりましょう。

枚方市教育委員会

枚方市の小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン

枚方市は小中学校における携帯電話の取扱いについて、以下のガイドラインを策定しました。

校内への携帯電話の持ち込みを原則禁止とします。

校内への携帯電話の持ち込みは教育活動に支障が生じるおそれがあることから、原則禁止とします。なお、登下校中における子どもの安全確保については、引き続き地域や関係機関等の協力を得るとともに、学校においては、災害や不審者等に備えた避難訓練や安全教育を実施し、子どもたちが自らの身を守り抜く態度を育成してまいります。

また、携帯電話が急速に普及し、便利なツールとなる一方で、ネット依存や SNS を介した犯罪被害等、携帯電話の使用に関するトラブルは増加傾向にあります。保護者の皆様は、各ご家庭で子どもに携帯電話を持たせるにあたって、その使用方法等については十分注意し、管理してください。

◆本ガイドラインにおける「携帯電話」とは以下のものをいいます。

- ・通話機能以外に、インターネット閲覧等が可能なフィーチャーフォンやスマートフォン
- ・子ども向け携帯（基本的な通話・メール機能や GPS 機能のみを搭載しているもの）

※タブレット端末や携帯ゲーム機、携帯音楽プレーヤーは含みません。これらは不要物となります。また、携帯電話等の付属品（イヤホン・ヘッドホン等）も同様です。

※特別な事情により、子どもに携帯電話を持たせる必要がある場合は、学校にその理由を申し出るとともに、相談してください。

近年、携帯電話が急速に普及し、便利なツールとなる一方で、ネット依存や SNS を介した犯罪被害等、子どもたちを取り巻く携帯電話の使用に関するトラブルは増加傾向にあります。

事例 1 スマートフォンの使いすぎで、生活リズムが乱れたままに。

スマートフォンでできることは、子どもにとって魅力的。でもスマートフォンが気になるあまり、日常生活に支障が出てしまうことも少なくありません。



事例 2 何気ない言葉で、思わぬトラブルに発展！？

瞬時にやりとりする文字だけの会話では、気持ちが通じず仲間はずれになるなど、大人の目が届きにくいところでトラブルに発展しがちです。

事例 3 ネットに流れた情報は回収が困難！

自撮り画像や、安易な気持ちで送った悪ふざけ画像。ネットに一度でも流れると、すべてを回収・削除することは事実上、不可能です。



事例 4 ネットだけでは相手の本当の姿はわかりません。

ネットで知り合った人を簡単に信用し、実際に会う約束をして、取り返しのつかない事件や犯罪に巻き込まれてしまった子どももいます。

事例 5 保護者に内緒で課金、物を売買！？

ゲームで高額の課金、オンラインショッピングサイトでの詐欺被害など、お金に係わるトラブルも起きています。人気のフリマアプリでも、保護者の物を勝手に売る、買い手に個人情報悪用される等の問題が生じています。



(内閣府「ネットの危険からお子様を守るために 今、保護者ができること」(平成 29 年 11 月) から引用)

子どもたちを取り巻く携帯電話の使用に関するトラブルは増加傾向にあります。子どもたちに適切な携帯電話の使い方を身に付けさせるには、保護者による、その使用方法や使用時間等の取扱いの管理、使用に伴う危険やトラブル等への対処及び子どもたち自身が「携帯電話を持つ」という自覚が必要です。

保護者の皆様へ

子どもに携帯電話を持たせる場合は、携帯電話の使用方法や使用時間等について十分注意し、管理してください。

◆子どもに携帯電話を持たせるにあたっての注意事項

- (1) 子どもに携帯電話を持たせる際は、使う目的やその必要性、必要な機能等を子どもとともに確認して、適切な機種や機能を選んでください。また、使用するアプリケーション（以下、アプリ）等についても、使用するかどうか、使用前に必ず子どもと確認してください。
- (2) 子どもが使う携帯電話にはフィルタリングを必ず設定してください。また、携帯電話自体に使用制限を設定してください。日常的に子どもの使用状況を確認し、不適切な使用や長時間の使用をさせないよう、定期的にフィルタリングソフトや携帯電話の設定を見直してください。
- (3) 学校や地域の講演会等への参加や学校のお知らせ等から、積極的に携帯電話の適切な使い方や危険性について理解を深め、適切な使用方法や時間について、家庭でも指導を行ってください。
- (4) 個人情報の流出や他人による不正な使用を防ぐため、パスワードを設定する等の工夫をしてください。パスワードは保護者が必ず知っておいてください。
- (5) インターネット上のトラブルやいじめ、犯罪被害等があった場合は、できるだけ早く警察やその他の関係機関、学校、各種相談窓口等に相談し、適切に対応してください。

児童・生徒のみなさんへ

携帯電話はたいへん便利である一方で、携帯電話を通じた様々なトラブルや犯罪も起きています。携帯電話の使い方については十分注意しましょう。

1. 携帯電話の正しい使い方に関すること

- (1) 自分や友だちの写真や映像、情報（名前や住所、生年月日、学校名など）を誰かに送ったり、SNS（LINEやInstagramなど）にのせたりしてはいけません。
- (2) 保護者の許可なしでゲームのアイテムなどを買ったり、商品を申し込んだりしてはいけません。
- (3) SNSなどインターネット上で知り合った人とは会ってはいけません。
- (4) かくし撮りやその他犯罪につながることはしてはいけません。
- (5) どんな時でも、誰に対しても、SNSやメールに、人の悪口やうわさなど、いじめにつながることは書きこんではいけません。
- (6) SNSのグループでの仲間はずれなど、いじめはしてはいけません。
- (7) SNSやメールでは、返事が遅くなることもあるので、無理に友だちに返事をさせてはいけません。
- (8) 友だちに伝えたい大切なことは、会って直接伝えるようにします。
- (9) これら以外の使い方については、必ず保護者と話し合ってからルールをつくります。

2. その他の注意点

- (1) 携帯電話を買ってもらう時には、なぜ使うのか、本当に必要なのか、どんな機能を使うのかなどを保護者としっかり相談します。使ってよいアプリも、使う前に必ず保護者と一緒に考えます。
- (2) 携帯電話には必ずフィルタリングを設定してもらいます。また、携帯電話自体に使用制限を設定してもらいます。そして保護者には、毎日の使い方や時間、正しい使い方を行っているかを確認してもらいます。

- (3) 自分の情 報じぶん じょうほうを知られたり、他の人ほか ひとに勝手かってに使つかわれたりしないように、携 帯
電 話でんわにはパスワードをかけます。パスワードは必 ずかなら保 護 者ほごしやに伝 えますつた。
- (4) 学 校がっこうなどで携 帯 電 話けいたいでんわの良 い ところよや、注 意ちゅういしな い とい け ない ところしを知 り、
携 帯 電 話 等けいたいでんわなどの正 しい 使 い 方ただについてし っ かり 勉 強べんきょうし ます。
- (5) 携 帯 電 話 を 使 う こと で 何 か 困 っ た こと が あ っ た ら、保 護 者 或 は 先生 等ほごしや せんせいの 大 人おとな
に 必 ずかなら相 談そうだんし ます。